

5 多議第 207 号  
令和 5 年 10 月 6 日

宗教法人世界平和統一家庭連合  
代表役員 田中 富廣 様

多摩市議会議長 三階 道雄

### 宗教法人世界平和統一家庭連合所有地に関する申し入れ

多摩市長は令和 5 年 6 月 21 日付 5 多企秘第 188 号の文書において、宗教法人世界平和統一家庭連合（以下「貴法人」という。）が現在、国により宗教法人法第 78 条の 2 に基づく報告徴収・質問権を繰り返し行使されていることに鑑み、同法に基づき解散命令がなされないことが確定するまでの間、多摩市永山七丁目 2-1、2、3 に所在する貴法人所有の約 6,300 m<sup>2</sup> の土地（以下「本件土地」という。）において造成、既存建物の解体・改修、新たな建物の建築などの一切の行為を行うことのないよう申し入れました。

しかしながら貴法人は「市には当法人の本件土地利用計画を制限する法律上の権限はありません。」とし、令和 5 年 7 月 3 日に解体工事に着手しました。

市長の申し入れにあるように、貴法人の民事判決で認定された組織的不法行為は 2 件、民法上の使用者責任を認めた判決は 20 件、損害賠償額は少なくとも約 14 億円にのぼり、そのことを受け国会で被害者救済の法律が制定され、現在は宗教法人法に基づき報告徴収・質問権が重ねて行使されています。

その状況から、多摩市議会にも市民より様々な心配や不安の声が多く上がっています。

よって多摩市議会は、全会派一致して、上記の市長の申し入れの趣旨と同様に、貴法人に対して宗教法人法に基づき解散命令がなされないことが確定するまでの間、本件土地において、新たな造成や建物の建築を行うことのないよう強く申し入れます。